

議会改革特別委員会検証事項について（意見・提案）

検証事項 1 PC またはタブレット端末の貸与と持ち込み

（凜翔 絆）

- ・個人の PC またはタブレット端末の委員会及び本会議への持ち込みについては、貸与の議論と別にして早急に結論を出す。
- ・PC またはタブレット端末の貸与については、議会事務局に改めて現段階で要する予算を積算していただく。
- ・予算を踏まえて、当委員会で PC またはタブレット端末の貸与の是非についての結論を出す。

（生駒市議会公明党）

- ・前任期における検討等をふまえ、特段の課題がなければ、PC、タブレットの貸与、共通化については必要ないと考える。ただし、ソフトの共通化等を含め、提案者をはじめ、必要性が高いと考える委員（推進派）の意見を聞くことを否定するものではない。
- ・推進派のみなさまに、導入すべき根拠等をご準備いただき、ご説明いただきたい。

（日本共産党）

① 貸与について

- ・これまでの議論の確認を踏まえ、貸与の必要性、費用対効果等について議論する。

② 許可不要について

- ・現在のルールと運用の確認。
- ・貸与か自前かにおいて、区別をするのか否か。
- ・いずれにせよ、今後のルール、運用の確認。

（塩見議員）

- ・議案や委員会審査資料などを共有できペーパーレスにつながる、アカウントを付与して感染症拡大時にオンラインで委員会を開催できるなどのメリットとコストとの比較衡量が必要。
- ・資料を共有するならば、説明員側への端末利用についても検討が必要。

⇒凜翔 絆から、11月20日までに「現行ルール及び運用に対する課題」と「今後のルール及び運用方法案」を提示いただき、次回協議。

検証事項 2 委員会の専門性を発揮するための検討

（凜翔 絆）

- ・定例会前の全員協議会終了後に3常任委員会ごとに委員会準備会（仮称）を実施する。
- ・委員会準備会（仮称）では、議案についての基本事項の確認や論点整理を行う。必要に応じて、職員（課長クラスを基本とする）による説明を求めたり、議案に関連する

施設の視察を行ったりする。

(生駒市議会公明党)

(具体的な取組を挙げるとのことだが、その前に今後の進め方について)

- ・過日の議運では、「例えば事前勉強会など」との説明があったが、現行の基本条例、委員会条例及び会議規則上、特に問題なく実施できると考える。
- ・提案者から、何をするために何が問題で、何を变えなければならないとの考えなのか具体的に示してもらったうえで、共通の課題認識を持つことが大事なのではないか。
- ・そのうえで、当委員会において、何をどこまで決めるのか、協議すべきと考える。

(日本共産党)

- ・これについて意見を出すということだが、そのためにも、以下の点を求める。
- ① 現状での不十分な点や課題は何と考えているか、具体的に説明されたし。
 - ② 新しく何を行うかについては相当広く想定しているということだが、①に対応して具体的に、どう委員会機能が高まるのか、を説明されたし。

⇒**凧翔 絆**から、11月20日までに検証事項に係る課題と想定スケジュールを提示いただき、次回協議。

⇒**日本維新の会**から、11月20日までに新たな取組の提案をいただき、次回協議。

検証事項3 会議規則に沿った議会運営

(凧翔 絆)

- ・議案審査については、委員長の「次に、委員外議員による質疑に入ります。質疑等はございませんか。」を委員長次第から削除する。
- ・調査事項の審査については、委員長の「委員による質疑終結後、委員外議員から質疑を受けることでよろしいでしょうか。」を委員長次第から削除する。

⇒**凧翔 絆**から、11月20日までに検証事項に係る課題を提示いただき、次回協議。

検証事項 6 本会議の活性化

(塩見議員)	
本会議	委員会
<p style="text-align: center;">議案の提出</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">議案質疑</p> <p>現行：全議員が委員会で発言できるため、実質省略。“議会運営委員会で即決とされた議案に対する議会運営委員会委員外議員による質疑の機会”を保障する程度の扱い。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>案：委員会審査前に質疑を行うことで委員会審査における論点を明示できる。発言については原則3回のみまいくかどうかは要検討。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">議案の委員会付託</p> <p style="text-align: center;">→</p> <p style="text-align: center;">委員長報告</p> <p>現行：報告内容は、質疑等の有無、異議の有無、採決の結果のみで具体的な質疑、意見の報告はないので論点、争点もわからない。少数意見者の報告の機会もない。委員長報告に対する質疑も実質行われていない。</p> <p>生駒市議会会議規則 第41条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。</p> <p>第43条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。</p>	<p style="text-align: center;">【付託された議案の審査】</p> <p style="text-align: center;">委員による質疑</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">(委員外議員による質疑)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">採決</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">少数意見の留保</p> <p style="text-align: center;">←</p> <p>生駒市議会会議規則 第105条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。</p> <p>2 前項の規定により、少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに委員長を経て議長に提出しなければならない。</p>

⇒塩見議員から、11月20日までに委員長報告に対する質疑に関する事例を提示いただき、次回協議。